

現 行	変更後
～略～	(現行どおり)
第 15 条 公共料金自動支払申込 (1)機能概要 会員は、当行所定の方法により当行所定の収納企業または地方公共団体への諸料金に関する口座振替契約の申し込みを行うことができます。 (2)口座振替規定の適用 会員が前項に定める預金口座振替を依頼する場合、以下に定める口座振替規定を承認することとします。 ①当行は、当行に請求書が送付されたときは、会員に通知することなく請求書金額を会員が指定した口座から引落としのうえ支払うものとします。この場合、預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。 ②振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超える場合、当行は会員に通知することなく請求書を返却するものとします。 ③本サービスを利用して申し込みを行った預金口座振替契約を解約する場合は、会員から当行に対し書面により届け出るものとします。なお、この届け出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由がある場合、当行は特に会員から申し出がない限り本契約が終了したものとして取り扱います。 ④当該預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。 ～略～	(削 除) (削 除) ・ 現行の第 16 条以降について、1 条ずつ条数の繰り上げを行うとともに、規定本文中の条数についても該当箇所の修正を行います。